

○国土交通省告示第八百十三号  
 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第七条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から適用する。なお、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第七条第一項及び第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する件（令和二年国土交通省告示第七百四十一号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

国土交通大臣 金子 恭之

一 新千歳空港

対象空港の所在地	北海道千歳市及び苫小牧市		
対象空港の敷地又は区域	北海道千歳市	美々及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象空港に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	青葉八丁目、青葉丘、朝日町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、朝日町八丁目、柏台（次の図面に示す部分に限る。）	

二 成田国際空港

対象空港の所在地

千葉県香取郡多古町、山武郡芝山町及び成田市

	北海道苫小牧市	<p>に示す部分に限る。）、柏台南一丁目、柏台南二丁目、美々（次の図面に示す部分に限る。）及び平和（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>字美沢（次の図面に示す部分に限る。）</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	



備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

も次の図面に示す部分に限る。）、「木の根、小泉（次の図面に示す部分に限る。）、「小菅（次の図面に示す部分に限る。）、「駒井野、三里塚、三里塚御料、三里塚光ヶ丘、新泉（次の図面に示す部分に限る。）、「新駒井野、新田及び土室（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、「天神峰、天浪、東峰、取香、十余三（次の図面に示す部分に限る。）、「長田、成毛及び畑ヶ田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、「東三里塚、古込、堀之内（次の図面に示す部分に限る。）並びに本三里塚、本城、南三里塚及び吉倉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 東京国際空港

対象空港の所在地	東京都大田区	
対象空港の敷地又は区域	東京都大田区	羽田空港一丁目から三丁目まで及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象空港に係る対象施設周辺地域	神奈川県川崎市川崎区	浮島町、殿町一丁目及び殿町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに殿町三丁目
	東京都大田区	大森東五丁目、大森南二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大森南五丁目、京浜島一丁目から三丁目まで、城南島一丁目から四丁目まで、城南島五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和島一丁目、昭和島二丁目及び羽田一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、羽田二丁目から六丁目まで、羽田旭町、羽田空港一丁目から三丁目まで、東糀谷三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに東糀谷四丁目から六丁目まで

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域

- 一 北緯三十五度三十分三十九秒、東経百三十九度四十八分一秒の点
- 二 北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十九度四十七分三十六秒の点
- 三 北緯三十五度三十二分二秒、東経百三十九度四十五分五十四秒の点
- 四 北緯三十五度三十二分三秒、東経百三十九度四十五分五十一秒の点
- 五 北緯三十五度三十二分三十秒、東経百三十九度四十四分二十八秒の点
- 六 北緯三十五度三十二分四十二秒、東経百三十九度四十四分二十八秒の点
- 七 北緯三十五度三十三分四十秒、東経百三十九度四十四分三十七秒の点
- 八 北緯三十五度三十四分七秒、東経百三十九度四十四分四十二秒の点
- 九 北緯三十五度三十四分十秒、東経百三十九度四十四分四十六秒の点
- 十 北緯三十五度三十四分十二秒、東経百三十九度四十四分四十九秒の点
- 十一 北緯三十五度三十四分二十三秒、東経百三十

- 
- 
- 
- 九度四十五分十八秒の点  
十二 北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十  
九度四十五分二十二秒の点  
十三 北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十  
九度四十五分二十六秒の点  
十四 北緯三十五度三十四分二十八秒、東経百三十  
九度四十五分四十二秒の点  
十五 北緯三十五度三十四分三十八秒、東経百三十  
九度四十五分四十二秒の点  
十六 北緯三十五度三十四分四十三秒、東経百三十  
九度四十五分五十二秒の点  
十七 北緯三十五度三十四分四十三秒、東経百三十  
九度四十五分五十九秒の点  
十八 北緯三十五度三十五分二秒、東経百三十九度  
四十七分〇秒の点  
十九 北緯三十五度三十四分五十四秒、東経百三十  
九度四十七分二十五秒の点  
二十 北緯三十五度三十二分五十九秒、東経百三十  
九度四十八分五十二秒の点  
二十一 北緯三十五度三十三分十六秒、東経百三十  
九度四十九分十四秒の点  
二十二 北緯三十五度三十三分二十一秒、東経百三十
-

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>十九度四十九分五十五秒の点</p> <p>二十三 北緯三十五度三十二分五十七秒、東経百三十九度五十分二十六秒の点</p> <p>二十四 北緯三十五度三十二分二十三秒、東経百三十九度五十分二十秒の点</p> <p>二十五 北緯三十五度三十分四十四秒、東経百三十九度四十八分二十九秒の点</p>
--	--

<p>対象空港の所在地</p> <p>対象空港の敷地又は区域</p>	<p>愛知県常滑市</p>	<p>セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及びその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象空港に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十四度四十九分三十一秒、東経百三十六度四十八分二十四秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四十九分五十秒、東経百三十六度四十八分四秒の点</p> <p>三 北緯三十四度五十分十四秒、東経百三十六度四十七分四十六秒の点</p> <p>四 北緯三十四度五十二分三十七秒、東経百三十六度四十七分十四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度五十三分九秒、東経百三十六度四十七分二十二秒の点</p> <p>六 北緯三十四度五十三分二十四秒、東経百三十六度四十七分三十七秒の点</p> <p>七 北緯三十四度五十三分三十秒、東経百三十六度四十八分十秒の点</p> <p>八 北緯三十四度五十三分十四秒、東経百三十六度四十八分四十秒の点</p>

五 大阪国際空港

対象空港の所在地		
大阪府池田市及び豊中市	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>九 北緯三十四度五十二分五十一秒、東経百三十六度四十九分十二秒の点</p> <p>十 北緯三十四度五十一分十一秒、東経百三十六度五十分八秒の点</p> <p>十一 北緯三十四度五十分四十九秒、東経百三十六度五十分八秒の点</p> <p>十二 北緯三十四度五十分二十七秒、東経百三十六度四十九分五十六秒の点</p> <p>十三 北緯三十四度五十分二十一秒、東経百三十六度四十九分二十六秒の点</p> <p>十四 北緯三十四度四十九分三十六秒、東経百三十六度四十九分九秒の点</p>

	対象空港の敷地又は区域		対象空港に係る対象施設周辺地域
兵庫県伊丹市	大阪府池田市	大阪府豊中市	大阪府池田市
<p>空港二丁目、豊島南一丁目及び豊島南二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>原田中二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、原田西町（次の図面に示す部分に限る。）、螢池西町三丁目、南空港町及び箕輪三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大字岩屋、岩屋一丁目、大字小阪田、桑津二丁目から四丁目まで、大字下河原、下河原三丁目、大字中村、大字西桑津、大字東桑津及び大字森本（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>石橋一丁目、石橋三丁目及び石橋四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、空港一丁目、空港二丁目、神田三丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、ダイハツ町、天神二丁目、豊島北一丁目、豊島北二丁目、豊島南一丁目並びに豊島南二丁目</p> <p>岡町北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡</p>

---

---

町北二丁目、岡町北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡町南二丁目、岡町南三丁目、勝部一丁目から三丁目まで、末広町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清風荘一丁目及び清風荘二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、千里園一丁目、曾根西町二丁目、曾根西町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、曾根西町四丁目及び曾根南町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、曾根南町三丁目、立花町一丁目から三丁目まで、玉井町二丁目から四丁目まで、利倉一丁目、利倉二丁目、利倉三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、利倉西一丁目、利倉西二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、利倉東一丁目、利倉東二丁目及び刀根山一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、刀根山三丁目、刀根山四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、刀根山五丁目、刀根山六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、走井一丁目から三丁目まで、服部西町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、原田中一丁目、原田中二丁目、原田西町、原田南一丁目、原田南二丁目、原田元町一丁目から三丁目まで、宝山町、螢池北町一丁目から三丁目まで

---

	<p>兵庫県 尼崎市</p>	<p>兵庫県 伊丹市</p>
<p>、螢池中町一丁目から四丁目まで、螢池西町一丁目から三丁目まで、螢池東町一丁目、螢池東町二丁目、螢池東町三丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、螢池東町四丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、螢池南町一丁目から三丁目まで、本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、南空港町、箕輪一丁目から三丁目まで並びに山之上町</p>	<p>椎堂一丁目、椎堂二丁目、田能二丁目、田能三丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、田能五丁目（次の図面に示す部分に限る。） 及び田能六丁目</p>	<p>天津、伊丹一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、大字岩屋、岩屋一丁目、岩屋二丁目、大字小阪田、春日丘四丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、春日丘五丁目、春日丘六丁目、北伊丹一丁目から九丁目まで、大字北河原、北河原一丁目から六丁目まで、北園一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、北園二丁目、北園三丁目、北本町一丁目、北本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。） 、北本町三丁目、大字口酒井、口酒井一丁目から三丁目まで、桑津一丁目から四丁目まで、大字下河原、下河原一丁目</p>

	兵庫県川西市	<p>目から三丁目まで、高台五丁目、大字中村（次の図面に示す部分に限る。）、「大字西桑津、東有岡一丁目及び東有岡四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、「大字東桑津、藤ノ木一丁目から三丁目まで、大字森本並びに森本一丁目から九丁目まで</p> <p>久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「久代六丁目、東久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び東久代二丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

六 関西国際空港

対象空港の所在地	対象空港の敷地又は区域		対象空港に係る対象施設周辺地域
大阪府泉佐野市、泉南市及び泉南郡田尻町	大阪府泉佐野市	大阪府泉南市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	泉州空港北及びその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）	泉州空港南及びその地先水面（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯三十四度二十四分九秒、東経百三十五度十分〇秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二十四分五十三秒、東経百三十五度十二分十九秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二十四分四十八秒、東経百三十五度一分四十秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二十五分十七秒、東経百三十五度一分十一秒の点</p>
		泉州空港中	

- 
- 
- 五 北緯三十四度二十五分四十八秒、東経百三十五度十一分二十一秒の点
  - 六 北緯三十四度二十六分零秒、東経百三十五度十一分三十秒の点
  - 七 北緯三十四度二十六分十七秒、東経百三十五度十一分五十六秒の点
  - 八 北緯三十四度二十六分二十二秒、東経百三十五度十二分七秒の点
  - 九 北緯三十四度二十七分三十秒、東経百三十五度十三分四十七秒の点
  - 十 北緯三十四度二十七分三十八秒、東経百三十五度十三分五十六秒の点
  - 十一 北緯三十四度二十七分五十秒、東経百三十五度十四分十四秒の点
  - 十二 北緯三十四度二十八分零秒、東経百三十五度十五分二秒の点
  - 十三 北緯三十四度二十七分四秒、東経百三十五度十六分二十秒の点
  - 十四 北緯三十四度二十六分三十七秒、東経百三十五度十六分四十五秒の点
  - 十五 北緯三十四度二十六分零秒、東経百三十五度十六分三十五秒の点
-

七 福岡空港

<p>対象空港の敷地又は区域</p>	<p>対象空港の所在地</p>	<p>備考</p>
<p>福岡県福岡市博多区</p>	<p>福岡県福岡市</p>	
<p>大字青木、榎田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、榎田二丁目、大井一丁目及び大字堅粕（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字上臼井、大字雀居（次の図面に示す部分に限る。）、大字下臼井（次の図面に示す部分に限る。）、大字下月隈</p>		<p>十六 北緯三十四度二十五分四十五秒、東経百三十五度十六分十三秒の点  十七 北緯三十四度二十五分四十三秒、東経百三十五度十六分二秒の点  十八 北緯三十四度二十四分十四秒、東経百三十五度十三分五十一秒の点</p>

一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

		対象空港に係る対象施設周辺地域	
福岡県福岡市博多	福岡県糟屋郡志免町	福岡県糟屋郡粕屋町	福岡県大野城市
大字青木、青木一丁目、青木二丁目、井相田一丁目	王子三丁目、大字別府、別府一丁目及び別府二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、別府三丁目、別府北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、別府北二丁目から四丁目まで、別府西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、別府西二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、別府西三丁目、別府東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、別府東三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに御手洗一丁目	大字仲原及び大字柚須（次の図面に示す部分に限る。）	（次の図面に示す部分に限る。）並びに月隈一丁目、月隈四丁目、月隈五丁目、西月隈二丁目、半道橋二丁目及び大字東平尾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

（次の図面に示す部分に限る。）、「大字板付、板付一丁目、板付二丁目、板付三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「板付四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「板付五丁目、板付六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「浦田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「榎田一丁目、榎田二丁目、大井一丁目、大井二丁目、大字堅粕、大字金隈（次の図面に示す部分に限る。）、「金の隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「大字上臼井、上牟田一丁目から三丁目まで、空港前一丁目から五丁目まで、大字雀居、山王一丁目、山王二丁目、大字下臼井、大字下月隈、月隈一丁目、月隈二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「月隈三丁目から六丁目まで、東光二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「東光寺町二丁目、那珂四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「西月隈一丁目から六丁目まで、半道橋一丁目、半道橋二丁目、比恵町（次の図面に示す部分に限る。）、「東月隈一丁目及び東月隈五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、「東那珂一丁目から三丁目まで、東比恵二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、「東比恵三丁目、東比恵四丁目、大字東平尾、東平尾一丁目から三丁目まで、東平尾公園一丁目

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設</p>	<p>福岡県福岡市東区</p>	<p>、東平尾公園二丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、麦野二丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、豊一丁目、豊二丁目、吉塚二丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、吉塚三丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、吉塚四丁目、吉塚五丁目、吉塚六丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、吉塚七丁目、吉塚八丁目、大字立花寺（次の図面に示す部分に限る。）  、立花寺一丁目並びに立花寺二丁目</p> <p>社領一丁目及び社領二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）  、社領三丁目、管松一丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、管松新町、原田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）  、二又瀬、二又瀬新町、馬出六丁目（次の図面に示す部分に限る。）  並びに松田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>

那覇空港

周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象空港の所在地	対象空港の敷地又は区域		対象空港に係る対象施設周辺地域
沖縄県豊見城市及び那覇市	沖縄県豊見城市	沖縄県那覇市	沖縄県豊見城市
	字瀬長及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字安次嶺、字大嶺、字鏡水、字具志、字当間、字宮城及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字赤嶺、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。） 字大嶺、字小嶺、字鏡水、字具志、具志一丁目か 字瀬長、字田頭及び字与根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>次に掲げる一から十二までの点を順次に結んだ線、次に掲げる点と十次に掲げる点とを結ぶ海岸線、次に掲げる十三から二十までの点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>ら三丁目まで及び住吉町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字高良、高良三丁目、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町、西三丁目及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに宮城一丁目</p>
<p>一 北緯二十六度九分四十九秒、東経百二十七度三十七分四十六秒の点  二 北緯二十六度九分五十三秒、東経百二十七度三十七分三十二秒の点  三 北緯二十六度十分二十九秒、東経百二十七度三十七分十六秒の点  四 北緯二十六度十二分二十八秒、東経百二十七度三十七分十三秒の点  五 北緯二十六度十三分五秒、東経百二十七度三十七分二十六秒の点  六 北緯二十六度十三分十三秒、東経百二十七度三十七分三十四秒の点  七 北緯二十六度十三分十四秒、東経百二十七度三十八分十四秒の点  八 北緯二十六度十三分三十六秒、東経百二十七度三十九分一秒の点</p>	

- 
- 
- 
- 九 北緯二十六度十三分三十六秒、東経百二十七度三十九分二十七秒の点
  - 十 北緯二十六度十三分十六秒、東経百二十七度三十九分四十九秒の点
  - 十一 北緯二十六度十二分四十六秒、東経百二十七度三十九分五十九秒の点
  - 十二 北緯二十六度十二分四十五秒、東経百二十七度三十九分五十八秒の点
  - 十三 北緯二十六度十二分四十一秒、東経百二十七度三十九分五十九秒の点
  - 十四 北緯二十六度十二分三十四秒、東経百二十七度三十九分五十七秒の点
  - 十五 北緯二十六度十二分二十三秒、東経百二十七度三十九分二十三秒の点
  - 十六 北緯二十六度十分十七秒、東経百二十七度三十九分二十八秒の点
  - 十七 北緯二十六度九分五十一秒、東経百二十七度三十九分十三秒の点
  - 十八 北緯二十六度九分四十八秒、東経百二十七度三十九分八秒の点
  - 十九 北緯二十六度九分四十八秒、東経百二十七度三十八分三十二秒の点
-

二十八 北緯二十六度九分四十秒、東経百二十七度三十分十九秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。